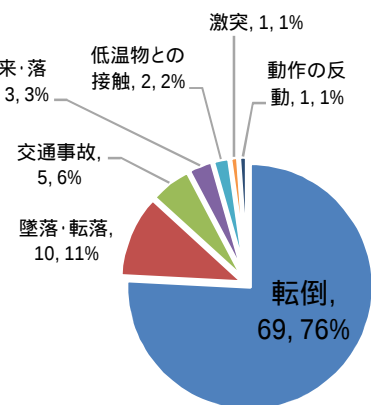


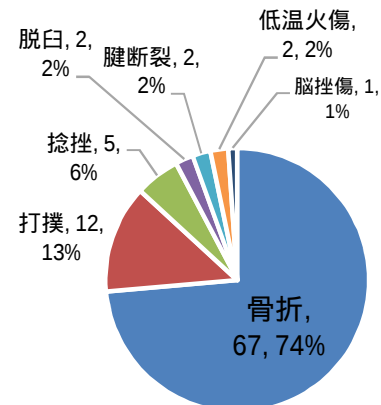
## 冬季特有災害の防止について

### 冬季特有災害発生状況

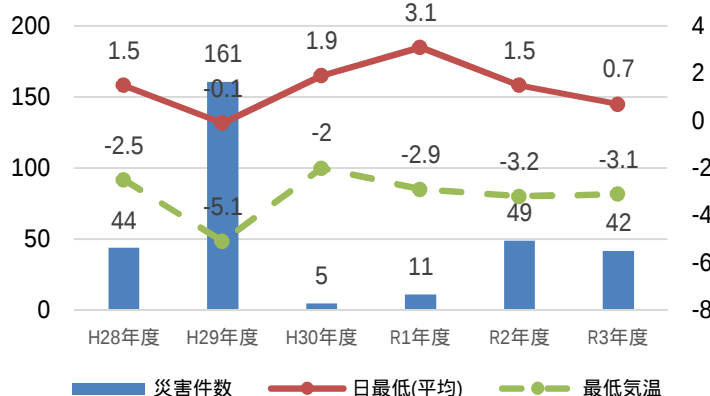
冬季特有災害による事故の型  
(休業4日以上、R2～R3年度、福井県)



冬季特有災害による負傷部位  
(休業4日以上、R2～R3年度、福井県)



福井県における冬季特有災害発生件数と福井市の気温( )の推移  
(毎年12月から2月、休業4日以上)



積雪地域である福井県では、凍結した路面での転倒など冬季に特有の災害が毎年発生しています。このため福井労働局では、毎年12月から2月を冬季特有災害防止の強化月間として取り組んでいます。今回は、冬季特有災害防止についてのお知らせです。

### 凍結による転倒災害を防ぐために

- 余裕をもって、急がず、短い歩幅で歩く  
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～
- 足のサイズにあった滑りにくい靴の着用  
水・油用の耐滑靴も、雪や氷の上では滑ることがあります
- 凍結防止剤の散布、除雪・融雪の徹底
- 除雪・融雪するためのマットの敷設 など



<ヒートマットの設置例>

### スリップによる 交通災害を防ぐために



- ・早めの冬用タイヤ装着！
- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進はしない！
- ・無理のない走行計画！
- ・交通安全マップの作成！



### 除雪機械による災害を防ぐために



- ・機械の故障、点検時にはエンジン停止！
- ・運転時には周囲を確認！
- ・除雪範囲内への立入禁止徹底！



### 屋根除雪中の墜落災害を防ぐために



- ・2名以上での作業を！
- ・保護帽と墜落制止用器具の着用！
- ・作業計画を策定！
- ・作業指揮者を選任！



## 滑りにくい靴底の靴の選択

### ・ピン・金具付きの底

先の尖った金属のピンや金具が靴底に取り付いており、かたい氷を強くひっかき突き刺します。



### ・軟らかいゴム底

軟らかいゴム底を使った靴底は、路面に対する接着力が強いいため、滑りにくくなっています。



### ・深い溝のある靴底

深い溝のある靴底は、路面に対するグリップ力が強く滑りにくくなっています。靴底が軟らかいものを選ぶとなお効果的です。



### ・滑り止め材入りゴム底

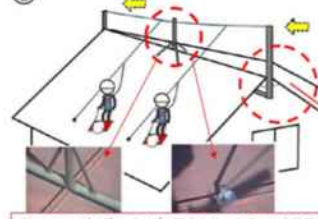
滑り止め材が加工されている靴底は「やすり」のように路面の表面をひっかくため滑りにくくなっています。



床面の状態によっては、ピンがマット等に引っかかって、かえって転倒しやすくなる危険があるので注意しましょう

## 屋根の雪下ろし中の墜落防止対策の例

① ※親綱1スパン、1人のみの使用



雪止めアンクル等にパイプや固定金具を利用して支柱固定

スタンション・親綱支柱による親綱の設置例

スタンション

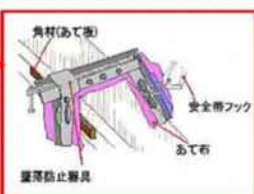


②

窓枠固定用の金具を使用した例



墜落防止器具（窓枠固定）



③



はしごの転位  
防止措置の例

転位防止（固定）

※スタンションの代用として  
使用することもできる

④



雪樋による  
落雪方法の例

雪樋(屋根端に近付かない)

資料引用：長野労働局  
「STOP！冬季労働災害」

取付作業時の危険性の特定や使用時の強度確認等を十分に行う必要があることに留意してください。

## 悪天候時の作業の中止等基準

冬期間は強風、大雪といった悪天候による災害のリスクが高くなります。気象情報を活用し、悪天候が予想される場合は、作業の中止や出張、作業計画の見直しをしてください。

強風・・・10分間の平均風速が毎秒10m以上 大雪・・・1回の降雪量が25cm以上  
(気象注意報、気象警報により悪天候となることが予想される場合を含む)

安全衛生法令による悪天候時の作業規制(建設業関係、主なもの)

| 作業内容                                            | 天候    | 法条文                  |
|-------------------------------------------------|-------|----------------------|
| 高さ2m以上の高所作業の禁止                                  | 強風、大雪 | 安衛則522条              |
| 足場・作業構台の組立作業の禁止                                 | 強風、大雪 | 安衛則564<br>安衛則575条の7  |
| 型枠支保工の組立作業の禁止                                   | 強風、大雪 | 安衛則245条              |
| 建築物等の鉄骨の組立作業の禁止                                 | 強風、大雪 | 安衛則517条の3            |
| 木造建築物の組立等の作業の禁止                                 | 強風、大雪 | 安衛則517条の11           |
| コンクリート造の工作物の解体作業の禁止                             | 強風、大雪 | 安衛則517条の15           |
| 解体用機械による作業の禁止                                   | 強風、大雪 | 安衛則171条の6            |
| 鋼橋架設等の作業の禁止                                     | 強風、大雪 | 安衛則517条の7            |
| コンクリート橋架設等の作業の禁止                                | 強風、大雪 | 安衛則517条の21           |
| 土石流危険河川での建設工事の作業における土石流による労働災害防止規程の作成及び規程に基づく措置 | 融雪時等  | 安衛則575条の10           |
| クレーンによる作業の禁止                                    | 強風    | ク則31条の2              |
| クレーンの組立等の作業の禁止                                  | 強風、大雪 | ク則33条                |
| 移動式クレーンによる作業の禁止、転倒防止措置                          | 強風    | ク則74条の3<br>ク則74条の4   |
| 移動式クレーンのジブの組立等の作業の禁止                            | 強風、大雪 | ク則75条の2              |
| ゴンドラによる作業の禁止、点検の実施(作業開始前)                       | 強風、大雪 | ゴ則19条、22条            |
| 足場・作業構台の点検の実施(作業開始前)                            | 強風、大雪 | 安衛則567条<br>安衛則575条の8 |
| 地山の点検の実施(凍結の状態の変化(作業開始前))                       | -     | 安衛則358条              |